



声で伝える予防情報誌「予Voice」



愛知県 春日井市消防本部

事例類型 III 効率化 / V 人材育成

取組期間 令和2年7月から

背景

消防職員全体の予防業務に対する関心は、残念ながら他の業務と比較して低く、関係法規の理解も不十分であることが多い。また、団塊の世代の大量退職に伴い、若手職員の数が多くなっているため、現場の若手職員に対しても予防業務に対する関心を深め、理解を高めることが必要である。

しかし、コロナ禍の影響で、対面式や集合型の研修の実施が難しくなり、予防業務に関する知識を得る機会が大幅に減少していることに加え、予防技術検定の受検者も、毎年予防課職員が中心である。また、消防本部全体での予防技術検定の受検者数は毎年、公費受検の2、3名のみであったため、予防技術資格者の増加が見込めておらず、予防業務に関し高度な知識を有する職員の醸成が喫緊の課題となっている。

内容

コロナ禍での感染リスクを抑えながら、予防業務に対し苦手意識を持っている職員にも、予防行政に興味を持たせた上で、勉強にも活用できるツールを全職員に提供することを目的として、音声+紙面1枚の予防情報誌を作成し、ラジオ感覚で聞いてもらえるものを本部内の各所属に発信し始めた。

「予Voice」というタイトルで、予防情報を音声(mp3ファイル)+A4の資料1枚を月1回のペースで配信。法律の解釈、立入検査のコツ、予防技術検定対策の問題の解説などの内容で、「まず10分で、70点を!」「概要を、わかりやすく。」のマインドを基に作成・配信を実施。

また、QRコードから個人のスマートフォンにデータをダウンロードでき、質問を受け付けることも可能であり、「いつでも」「どこでも」「何度でも」活用できるツールとした。



(参考)QRコード

音声ファイル保管場所 ライブラリ→消防本部→予防課→予Voice

第13号「用途変更の場合の特例とは?」
(消防法第17条の3) - 予防課 査察指導担当(違反処理) -

延べ990㎡の木造事務所の立入検査で、倉庫への用途変更を確認しました。
(※事務所は1000㎡まで自火報、屋内検不要)
倉庫(14㎡)は500㎡以上で自火報、700㎡以上で屋内消火栓が必要は?!!
→自火報と屋内消火栓の未設置違反は??
→それ、一度考え直して下さい!

実は、建物の用途変更の際にその都度設備を見直す、いちいちお金がかかるので、「用途変更の際、ある条件の場合は、一部の設備はそのままでもいいよ!」という優しい法律があるのです……。

消防法第17条の3(ホ)を詳しく説明します

①前条(17条の2)の5号及び(イ)に規定する場合は、防火対象物の用途が変更されたことにより、変更された後の消防設備等が技術上の基準に関する法令等に適合しないこととなる場合は、当該規定は、適用しない(この場合においては、用途変更された後の用途とする)

→(消火器や非常警報設備等の比較的容易に設置可能なもの以外は、用途変更時、違反になる場合は、前の用途に基づく設備のままでいい!)

② 経年の経定は、消防用設備等二次設備等の設置するものについては、適用しない
→(が、次の場合はダメ(変更後の用途とあり))

③ 防火対象物の用途が変更された際、当該用途が変更される部分等が規定に適合していないことにより、同条第1項の規定に違反している自防火対象物における消防用設備等
→(用途変更前から違反しているもの)

三、工事の着手が防火対象物の用途の変更後である場合で、定める用途、改築又は大規模の修繕又は模様替えに係る当該防火対象物における消防用設備等
→(用途変更後に、大きな増改築(90%以上1000㎡以上)や過半にわたる壁の修繕・模様替えを行ったもの)

三 第17条第1項の消防用設備等の技術上の基準に関する法令等の規定に適合しないことにより、同条第1項の防火対象物における消防用設備等
→(用途変更し、一旦前用途の設備のままでOKとなったが、自ら改修し、現在の用途に基づく基準に適合したもの。)

四 前3号に掲げるものは、第17条第1項の防火対象物の用途が変更され、その変更後の用途が特定防火対象物の用途である場合
→(変更後の用途が特定用途の場合)

これ……何かと似ている気がしません?
そうです!前回の法第17条の2の5(違反)の部分と書きぶりがそっくりです。

結論!! ある防火対象物が増改築等として、非特定用途に用途変更された場合、(従前の用途に基づいた設備があれば)自火報、屋内消、SP等の設置が義務になっても設置しなくて良い!

よって、冒頭の倉庫の場合、以前(事務所)の用途が事務所なので、自火報・屋内消は当該用途が変更される前の基準が適用され(事務所は両設備ともに1000㎡未満は不要)、自火報・屋内消はそのままで設置しないでOKなのです!

音声ファイル保管場所 ①部共有→部内連絡用→全体共有→予Voice ②ライブラリ→消防本部→予防課→予Voice

第4号「生きる伝説!」41号通知とは!?
~用途判定の基礎(後編)~

~予防課 査察指導担当(違反処理)~

後編では、前回に続き、複合用途における用途判定のバリエーション!?「41号通知」における「みなし従属」について説明します!

②「みなし従属」
例えば、共同住宅(5項口) (※用途は問わない)の一部が学習塾(15項)として利用されている場合……
共同住宅部分の面積が、延べ面積の90%以上かつ、学習塾の面積が300㎡未満であれば、全体を共同住宅(5項口)とみなすという判断方法です。
※要するに……全体から見たら小さな部分だから、大きい方と同じ用途とみなして構わんよ!
……ということなのです!

よって、このような場合は……
共同住宅(5項口) 1300㎡(90%以上)
老人ホーム(6項口) 100㎡(300㎡未満)

↑みなし従属は適用できず、16項口になってしまう!!
(※この場合は、共同住宅(5項口)とみなすという判断方法です。)

41号通知には、他にも別表用途と一般住宅の複合用途の場合の説明もあります!

(例) 飲食店 < 飲食店 → 飲食店
一般住宅の方が大きい
一般住宅 > 飲食店 → 一般住宅
ほぼ同じ大きさ
一般住宅 ≒ 飲食店(同等) → 複合用途

各所属に配布済みの建築消防advice(13-5前後)にも詳しく載っていますので参考にしてください。
次回も、**「着手必須!立入検査の法的根拠」**を配信予定です。

(参考)広報誌の紙面

成果

令和2年から計27回、予voiceを通じて予防関係の情報を発信し、予防技術検定の受検を推進した結果、予防技術検定の受検者や、本部業務研修(現場職員が消防本部の総務課・消防救急課・予防課の各担当で行うOJT)の希望者を大幅に増加させることができた。

「予防技術検定の受検者数」

令和2年 5人 → 令和3年 20人(過去最多)

「本部業務研修で予防課を希望する職員数」

令和2年 3人 → 令和3年 15人(消防本内部内最多)

予防技術検定受検者数の推移(春日井市消防本部)

